

## 食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会（第3回）

### 議事要旨

日時：令和6年11月26日（火）10:00～12:00（オンライン開催）

出席者：出席者名簿のとおり

概要：

- 1 食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定等に向けた検討状況について農林水産省から、資料1に基づき説明。

#### ○日本ホテル(株) 松田取締役総支配人

事業系食品ロスの新設削減目標を自治体や事業者にはいつ頃周知を行うのか、スケジュール感についてお教えいただきたい。

#### ○農林水産省 鈴木室長

事業系食品ロス削減の新設目標は、12月審議会小委員会で具体的な数値を議論する予定。審議会での検討後、食リ法基本方針案についてパブリックコメントの募集を行い、年度内には策定・公表の予定。事業者や自治体にしっかりと周知を行う。

#### ○(株)アレフ 高田SDGs推進部長

削減目標の数値についてだが、ずっと削減を続けてきている事業者にとっては、今後さらに削減を行うのは厳しいのではないかと。

#### ○農林水産省 鈴木室長

早くから食品ロス削減に取り組んできた企業には厳しいかもしれないが、まだ伸びしろがある事業者が削減に取り組めるよう、優良事例の共有・発信を行いたい。

#### ○中沢乳業 矢部品質保証室長

フードバンクに食品を提供した場合の提供事業者の税務上の取扱いと、食品ロス削減に関する国の予算の内容を教えてください。

#### ○農林水産省 浅浦課長補佐

税制について、フードバンクに提供した食品や配送等の費用は、法人税法上の損金に算入することができ、その分所得金額が減り、法人税が軽減される制度がある。この取扱いを国税庁のQ&Aで示している。また、納品期限切れや外装の破損等により、商取引上価値のなくなった商品を廃棄扱いとして全額損金算入することが可能（参照：農水省 [【食品関連事業者の皆様へ】食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか？フードバンクに係る税制について](#)）。

予算について、食品ロスの削減は、食品事業者が事業活動の改善を通じて自主的に取り組むことが前提であり、その上で事業者単独では解決できない問題を国が支援している。食品企業と物流事業等の連携による未利用食品の供給体制の構築等の支援に必要な経費を要求中である。(参照：[食品ロス削減総合対策事業](#))

## ○（一財）食産業センター 大石企画・渉外部次長

事業系食品ロス削減の新しい目標値について、56～62%の中で検討が行われていることは承知。業種ごとの削減の可能性について、今後その算定根拠となる資料が示されるか。また、目標値は、国民に分かりやすい目標であるとともに、算定根拠や実現可能性を説明することは有益である。近年、外食産業では顕著にロスが減少しているが、今後も同じように削減が進むかについては、単にトレンドの統計的算出だけでは説明ができないところもあるので、丁寧な説明と実現可能性について業界の方々とよく議論しながら進めていただきたい。

## ○農林水産省 鈴木室長

現行の目標値は、製造・卸・小売・外食の4業種の合計で目標値を算出しており、新たな目標値についても同様に業種全体の目標値とする考え。業種ごとに目標達成の見込みについては、これまでの取組の成果を業種ごとに分析しつつ、目標達成のために何が重要か特定し、取組を進めていくことが大切と考える。実現可能性について、引き続き、審議会や事業者との意見交換の場で議論してまいりたい。成功事例の取組を全てそのまま実施できる訳ではないが、展開できる優良事例をとりあげる提供に努めたい。農水省では最近、YouTube チャンネル BUZZ MAFF での情報発信など SNS や動画等様々な媒体を通じて発信していきたい。

## 2 食品ロス削減・食品リサイクル等の取組に係る情報開示の事例について

(株)ローソン及び日本ホテル(株)から、資料2-1及び2-2に基づき報告。

## ○農林水産省 鈴木室長

受け手に応じてわかりやすく情報提供が行われている事例であり、今後取り組む事業者の参考になる。

## 3 関連施策等の情報提供

### (1) 新物効法に関する情報提供（農林水産省）

農林水産省より、資料3-1に基づき報告。

## ○（一社）全国清涼飲料連合会 中澤企画部副部長

新物効法に関する資料において、納品期限の緩和や欠品ペナルティーの見直しなどは、

関係事業者の理解と実践が必要であり、そのためには、最終購買者の理解が必要とされているが、こういった行動変容が必要であり、これによるどのような効果を期待しているかお教えいただきたい。

**○農林水産省 加地課長補佐**

事業者間の調整は難しいところもあるが、基本方針等における記載内容等を啓発することで、一步ずつ取組が進むことを期待。その上で、消費者の物流に関する理解醸成を進めてまいりたい。

**(2) 商慣習見直しの取組状況に関する調査結果 ((公財)流通経済研究所)**

(公財)流通経済研究所から、資料3-2に基づき報告。

**(3) 食品寄附ガイドライン、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの検討状況 (消費者庁)**

消費者庁から、資料3-3に基づき報告。

—以上—